

平成22年度後期高齢者医療保険料率が決定しました

1 平成22年度の保険料率

- 保険料の所得割率 100分の7.71
- 保険料の均等割額 40,773円
- 保険料の賦課限度額 500,000円

$$\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{(限度額)} \\ \text{50万円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等} \\ \text{割額} \\ \text{40,773円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等-33万円)} \\ \times \\ \text{所得割額7.71\%} \end{array}$$

2 平成22年度における保険料負担の軽減について

(1) 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得（収入）金額等（世帯主と被保険者により判定）	軽減後均等割額
9割	【基礎控除額（33万円）を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】の世帯	4,077円
8.5割	【基礎控除額（33万円）】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,115円
5割	【基礎控除額（33万円）+24万5千円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えない世帯	20,386円
2割	【基礎控除額（33万円）+35万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	32,618円

(2) 所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額）が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。（年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方）

(3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

◆申込・問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208

「続名和町誌」が
完成

昭和53年に発行された郷土誌「名和町誌」の続編が完成しました。これは、おもに中山・名和・大山の3町合併までの名和町における自然や歴史、行政、産業、教育、文化、民俗などを編集したもので、地域資料として広くご活用いただけます。

事前にお申し込みいただいた方にはすでに配本を開始しますが、予約しておられない方で、ご希望の方は取扱窓口で買い求めください。

◆取扱窓口

- ・教育研究所（旧庄内小学校）
- ・名和公民館

◆販売価格

- ・大山町内の方：3500円
- ・町外の方：7000円

※「大山町誌」は現在刊行に向けて作業中で、9月頃には配本の予定です。予約中の方にはご迷惑をおかけいたしますが、もしばらくお待ち願います。

◆問い合わせ先

教育研究所
☎0859-54-5221